

大阪府立柏原東高等学校PTA規約

第1条 (名称)

本会は大阪府立柏原東高等学校PTAと称し、事務所を本校に置く。

第2条 (目的)

本会の目的は会員相互の協力により、生徒の健全な成長と本校の教育の充実と発展及び会員相互の親睦と文化的向上を図ることを目的とする。

第3条 (方針)

本会は前条の目的を達成するために社会教育関係団体として活動し、特定の政党・宗教に偏せず、いかなる団体の支配干渉をも受けない。また、学校の教員人事や管理運営の主体性を侵さない。

第4条 (活動)

本会はその目的達成のため次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員となるよう努める。
2. 家庭と学校上の緊密な連絡によって生徒の活動を指導する。
3. 教育環境の整備・醸成に努める。
4. 文化的体育的諸活動を行い、社会教育の振興に寄与する。
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条 (会員)

本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。その他特に本会に入会を希望する者で会長が役員会の承認を得て適当と認めた者をもって構成する。

第6条 (経費)

本会の経費は会費等をもって当てる。会費は年額4,000円とする。

第7条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 (役員)

本会に次の役員をおく。会長1名・副会長1～2名・書記1～2名(教職員1名含む)・会計1～2名(教職員1名を含む)・会計監査2～3名

本会は歴代役員の中からPTA活動維持のために顧問を置くことができる。

第9条 (職務)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 書記は本会の議事を記録し、庶務事務を行う。
4. 会計は会計事務を処理し、総会において会計報告をする。
5. 上記の役員は役員会を構成し、会長の諮問機関となる。
6. 会計監査は会計の報告をうけて会計を監査し総会に報告する。
7. 顧問は本会に助言し、PTA活動維持のため協力をする。

第10条 (役員選出と任期)

役員候補指名委員会において候補者を決定し、総会の承認を受ける。役員の仕事は1年とし、重任を妨げない。

第11条 (役員候補指名委員会)

本会は各学年からと、教職員及び実行委員会より選出された若干名によって構成し、候補者名簿を総会に公示する。また、指名委員会の指名した候補者以外に会員は立候補できる。この場合、総会の5日前までに氏名と役名を指名委員会に届け出なければならない。なお、指名委員会はその任務を終了したときに解散する。

第12条 (総会)

総会は本会最高の議決機関で下記のとおりとする。

1. 原則として毎年2回開催し、役員を選出、事業予算、決算の報告並びに承認、その他重要な事項の審議を行う。
2. 総会の定足数は全会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、その議決権は多数決による。
3. 実行委員会で必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

第13条 (実行委員会)

本会に実行委員会をおき、会務の企画・運営・各種委員会より立案されて事業計画の審議、総会に提出する議案の検討整理を行い議決事項の執行に当たる。また、実行委員会は役員、各委員会の委員長・顧問・校長・教頭・首席で構成する。

第14条 (各種委員会)

本会はその事業を推進するため次の委員会を設けることができる。また、委員長・副委員長・委員は会長が委嘱する。なお、任期は1年とし、再任は防げない。

1. 広報委員会 本会の目的遂行のため広報活動を行う。
2. 学年委員会 各学級ごとに委員2名を委嘱し各学年ごとに構成し、各学年学級間の連繫を図り生徒の学習、生活の向上に協力し、学校と家庭との連繫に当たる。
3. 生徒指導委員会 学校および家庭における生徒の生活指導の向上を図るため協力する。
4. 進路指導委員会 生徒の進路指導面に対する協力をする。
5. 保健体育委員会 生徒・会員の健康管理につき必要な対策を講ずる。
6. 環境委員会 施設・設備の改善、環境も整備に協力する。
7. 文化委員会 生徒・会員の文化活動に必要な対策を講じる。
8. 厚生委員会 会員相互の福利厚生の上をを図る。
9. 食堂委員会 食堂の適正なる管理運営に協力する。
10. その他実行委員会で必要とみとめられた委員会。

第15条 (改正)

この規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

第16条 (補則)

慶弔規定その他本会に必要な規定等は別に定める。

- (付則) この規定は昭和54年5月8日から実施する。
この規定は平成3年4月1日から改定実施する。
この規定は平成10年4月1日から改定実施する。
この規定は平成14年4月1日から改定実施する。
この規定は平成31年4月1日から改定実施する。